

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和8年9月18日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告

令和8年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会及び「ミライの先生 Fes」の開催について
新たな教育センターの基本的方向について

3 請願等審査

受理番号4 青木小学校に係る通学区域変更に関する意見書

受理番号5 青木小学校に係る通学区域変更に関する要望書

4 審議案件

教委第35号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

教委第36号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第37号議案 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定に関する意見の申出について

教委第38号議案 和解の専決処分に関する意見の申出について

教委第39号議案 教職員の人事について

教委第40号議案 教職員の人事について

教委第41号議案 教職員の人事について

5 報告案件

教委報第4号 令和8年度歳入歳出予算案（9月補正）に関する意見の申出に係る
臨時代理報告について

6 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 9/7 本会議（第1日）会期決定、市長の退職
- 9/9 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託・議決
- 9/15 こども教育委員会（教育委員会関係）

2 市教委関係

（1）主な会議等

- 8/27～31 令和8年度「横浜子ども会議」区交流会
- 9/2 令和8年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会
- 9/4 「未来の先生 Fes」
- 9/15 心の教育ふれあいコンサート

（2）報告事項

- 令和8年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会及び「ミライの先生 Fes」の開催について
- 新たな教育センターの基本的方向について

3 その他

令和8年度横浜市教育課程研究委員会研究協議会及び「ミライの先生 Fes」の開催について

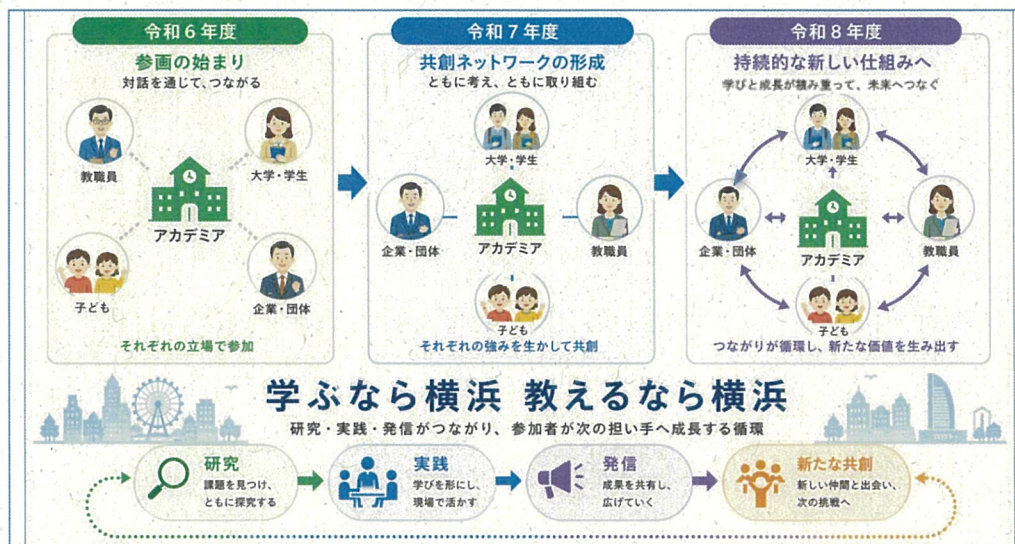
学ぶなら横浜 教えるなら横浜 共創で進化する「横浜教育イノベーション・アカデミア」

社会が大きく変化し続ける中、教育においても新たな価値や学びの在り方が求められています。横浜教育イノベーション・アカデミアは、研究・交流・発信を基盤として、多様な人々が関わり合いながら、共に学び、共に新たな価値を創造することを目指した教育の新しい仕組みです。

そこでは、教職員、子ども、学生、大学、企業など、多様な主体が参画し、それぞれの知見や経験を共有しながら、人材の発掘と育成を推進するとともに、新たな実践や価値を創出しています。また、そこで生まれた成果は次の担い手の育成や新たな挑戦へとつながり、教育の質の向上と学びの広がりを支えています。

アカデミアは、多様な主体による共創の場として進化・発展を続けながら、変化する社会に対応した教育の実現を目指しています。

1 進化し続ける教育の新しい仕組み



2 アカデミアの三つの機能



令和8年度 横浜市教育課程研究委員会 研究協議会の開催について

横浜市教育委員会では、横浜教育イノベーション・アカデミアの理念のもと、企業や大学、大学生等との共創により教育の質の向上を図っています。アカデミアの研究機能の一環として、教育委員会と教職員が連携し、教育課程研究委員会（総則部会・専門部会）を組織して実践的な研究を推進しています。総則部会では、今後の横浜の教育の方向性について、学校を経営する視点から共創の場で議論します。



【子ども実行委員会の様子】

1 令和8年度 研究協議会の概要

- ・全部会共通の研究テーマ 「全ての子どもが自らの可能性を見いだす学びの実現に向けて」
- ・令和8年8月18日（火）、19日（水） 総則部会 10時00分～16時45分 関内ホール
8月20日（木）、21日（金） 教科等専門部会（全17部会） 各会場

2 総則部会研究協議会の最近の開催傾向

開催年度	新たな取組
令和4年度	集合・オンラインでのハイブリッド開催開始 協議会のパネリストとして民間企業の代表者を招聘
令和6年度	小学生・中学生・高校生が動画にて協議会に登壇 企業が協議会に参加
令和7年度	教育課程研究協議会を横浜教育イノベーション・アカデミアの研究機能の一環として位置付け、企業、大学、学生による共創を開始 子ども実行委員会を設置し、協議会に初めて小学生・中学生・高校生がリアルタイムで登壇 教員志望の大学生約10名が参加
令和8年度	前年度に続き、子ども実行委員会を設置し、協議会に児童生徒が登壇 教員志望の大学生約100名が参加

3 令和8年度総則部会研究協議会の四つの特徴

○ 教員志望の大学生が参画する研究協議会

8月19日に開催した「総則部会研究協議会」に横浜市内外の19の大学から約100名の教員志望の大学生が参加し、大学生から見えている教育の課題や、子どもが主役となる学びのデザインについて教職員と共に協議しました。また、大学生が現職の教員と話す場を設けたり、AIドリルや教育ダッシュボードに触れたりして、横浜市の教育を体験する場を設けました。



【企業ブースに参加する大学生】

○ 子どもの思いを学びの出発点に

横浜市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の代表が、子ども実行委員としてステージ上で自身の学びに関する意見を発表しました。子どもの意見を聞くのは今年度で3度目となり、教職員と協議する場面もありました。また、昨年度子ども実行委員に参加した2名の大学生が、今年度横浜市の教員となり、実行委員会の進行を務めました。



【子ども実行委員のメンバー】

○ 専門家による価値付け

中央教育審議会教育課程企画特別部会委員による講演では、次期学習指導要領の改訂に向けた方向性として、「深い学び」の実現について示されました。講演を通じて、横浜市が進めてきた子ども主体の学びの実現を目指す研究が、国の目指す教育の方向性とも重なることが確認されました。

○ 子どもの多様な学びを支える教育課程の研究

子どもが実態に応じて学びを選択できる仕組みや環境づくりの重要性を共有するとともに、多様性を学びの資源として生かしながら、子どもの多様な学びを支える教育課程編成の方向性を確認しました。

4 令和8年度 教育課程研究委員会研究協議会 参加者数一覧

	開催日	会場	参加者数		
			集合	オンライン	合計
総則部会（1日目）	8/18	関内ホール	797	607	1,404
総則部会（2日目）	8/19	関内ホール	672	589	1,261
専門部会	8/20、21	各会場	5,026	4,268	9,294
合 計			6,495	5,464	11,959

5 令和8年度 教育課程研究委員会研究協議会の発信

総則部会1日目の発信（8月18日）

◆子ども主体の学びの実現に向けて【事務局提案】

◆「学び」に夢中になるとき【子ども実行委員による協議】

横浜市立小学校、中学校、高校の児童生徒 合計8名

◆子どもが主体的に学びに向かう「きっかけ」づくり【委員提案】

◆子ども主体の学びを実現するカリキュラム・マネジメントとは【委員提案、会場協議】

◆次期学習指導要領の方向性と深い学びの実現【教育課程企画特別部会委員による講演】

大学生の感想

- ・講演や現職教員との交流を通して、児童生徒の学びを「楽しい」から「もっと知りたい」へと深めることの重要性を学びました。今後は、学びと実生活とのつながりを意識した授業づくりについて考えていきたいです。
- ・主体性の育成は教師と生徒の関わりだけでなく、学校全体の教育活動やカリキュラムからも促せることを学びました。これまでになかった視点を得ることができ、教育をより広い視野で考えるきっかけとなりました。

参会者の感想

- ・子ども実行委員による協議を通して、子どもが学びに価値を見いだす過程や学びへの思いを直接捉えることができました。教育課程の改善において子どもの実態や思いを基盤とすることの重要性を改めて認識しました。
- ・子ども主体の学びに向けた横浜市の実践が、次期学習指導要領の方向性と重なることを再確認しました。学校の理念を共有しながら、全教職員でカリキュラム・マネジメントを推進することの意義について理解を深める機会となりました。



【子どもの学びについて協議する参会者】

総則部会2日目の発信（8月19日）

◆子どもの多様な学びを支える【パネルディスカッション】

◆子どもの将来を見据えた学びのデザインとは～ グローバル人材育成の視点から～

【パネルディスカッション】

参会者の感想

- ・子どもの多様な学びを支えるためには、子ども一人ひとりを主語にして実態や思いを丁寧に捉え、安心して学べる環境を整えることが重要であることを改めて確認できた。また、学校内外の多様な学びの場を連携させながら、子ども自身が学びを選択できる教育課程を編成する必要性を実感した。
- ・グローバル人材育成については、外国語によるコミュニケーションや海外経験だけでなく、多様な価値観や背景をもつ人々と協働し、新たな価値を創造しようとする姿勢を育むことが重要であると共有された。日常の学校生活そのものが、その資質や能力を育む場であることを再認識した。

横浜教育イノベーション・アカデミア ミライの先生 Fes の報告について

教育の質向上と教職の魅力発信を目的に、令和8年9月4日に横浜ランドマークホールで「ミライの先生 Fes」を開催しました。当日は、教職を目指す学生や高校生、現職教員、大学・企業関係者など約400名が参加しました。

本イベントでは「学生と横浜の先生がつながり、感じる空間」をコンセプトに教員を孤立させない「チーム担任制」や「横浜型スタートアップモデル」の紹介、学生プロジェクトによるステージ企画、現職教員との交流、ものづくり体験等、「教育の今と未来」に触れられる企画を展開しました。

参加者アンケートでは満足度93%となり、多くの参加者から「教員になりたい気持ちが高まった」「現職の先生と直接話せて将来像が明確になった」などの声が寄せられました。



参加者の声（アンケート結果より）

【高校生】

現役の先生や教育関係者の話を聞くことで、教職への思いがより強まりました。また、教育の魅力や可能性に触れ、同じ志を持つ仲間とも出会うことができ、将来を考える貴重な機会となりました。次回は友人も誘って参加したいです。

【大学生】

教員は責任が大きく、一人で抱え込んでしまうのではないかと不安を感じていましたが、「地上の星」からチーム担任制による働き方を知り、その心配が軽減されました。また、他大学の教員志望の学生との交流を通して、教職へのモチベーションや将来への期待が高まりました。

【教職員】

学生の感じていることについて聞くことができ、自分のアップデートにつながりました。私も感動をつくり、感動できる教員でありたいです。

【企業関係者】

教育現場と企業が連携できる可能性を感じる機会となりました。学校や教育の取組への理解が深まり、民間企業として教育に貢献できる場面があると感じました。子どもたちの未来を支える教育の重要性を再認識し、教育分野への関心がより高まりました。

【大学関係者】

チーム担任制や新任を1人にしない体制が素晴らしいと思いました。教育委員会、大学、学校が連携する好事例として今後の継続を期待しています。



1 トークセッション「地上の星」

～チーム担任制・初任者を一人にしない“横浜型スタートアップモデル”

・「チーム担任制」「横浜型スタートアップモデル」の紹介

豊岡小学校（鶴見区）、港北小学校（港北区）の教員（学級担任、チームマネージャー）がパネリストとして登壇し、各校にて取り組む「チーム担任制」「横浜型スタートアップモデル」の取組を、自身の経験や映像を基に説明しました。



・学生目線から教育現場のリアルを伝える

両小学校で教育実習等を行った大学生もパネリストとして参加し、それぞれ学生目線から見た取組への感想や、自身が教員になるにあたっての期待感などを、自身の言葉で来場者に紹介しました。



・会場のボルテージを上げるクロストーク

観覧者もアンケート形式で参加するなど、場内の一体感と本市の教育施策への期待感を醸成しました。

2 学生プロジェクトと教員や企業との共創ブース

・19名の学生プロジェクトによる主体的なステージ発表

本市独自の55の大学等と連携を基盤として、19名の学生プロジェクトメンバーが「学生が創るステージ」の企画・運営を担いました。学生ならではの視点から教職の魅力や教育の可能性を発信し、会場と一体となって学びや交流を深める機会となりました。



・教員、企業との対話を通した体験ブース

現職教員と気軽に対話ができるコーナーや、風作りを通した授業づくり体験、3Dプリンターを活用したものづくり体験など、多様な体験ブースを設置しました。参加者からは、現職教員の声を聞くことで学校現場への理解が深まったとの声が寄せられ、教職や教育への関心を高める機会となりました。



3 進化する横浜教育イノベーション・アカデミア

本イベントを通して、学生、教職員、大学、企業が立場を越えてつながり、新たな共創の可能性が広がりました。今後は、アカデミアポータル機能の機能拡充によるコミュニティ形成も活用しながら、こうしたつながりを継続的な交流や実践へと発展させ、多様な主体が学び合い、挑戦できる環境づくりを推進していきます。

新たな教育センターの基本的方向について

教育委員会一般報告資料
令和8年9月18日
教育政策推進課

1 新たな教育センターとは

子ども、保護者、教職志望の学生など、市民のだれもが安心して挑戦できるようにするため、以下の機能を有する拠点とする。

- ・データやICTの活用、企業や大学などとの共創により、就学前から生涯にわたり、「横浜ならではの学び」を享受できる。
- ・どの子どもも、安心して、一人ひとりに合った学びにつながることができる。
- ・2万人の教職員が最先端の学びの在り方に直接触れられるほか、現場で抱える課題への支援・サポートを受けられる。

2 基本情報

開設時期	令和11年度中に開設予定
開設場所	中区山下町196-1（中華街「玄武門」南側） 地上9階建て（敷地面積：約3,400㎡ 延べ床：約23,000㎡）の 1～5階に賃借入居
建築事業者	NTT都市開発株式会社



位置図



建物外観
イメージ

【参考】横浜市教育文化センター条例（昭和49年6月15日 条例第40号）
（設置）

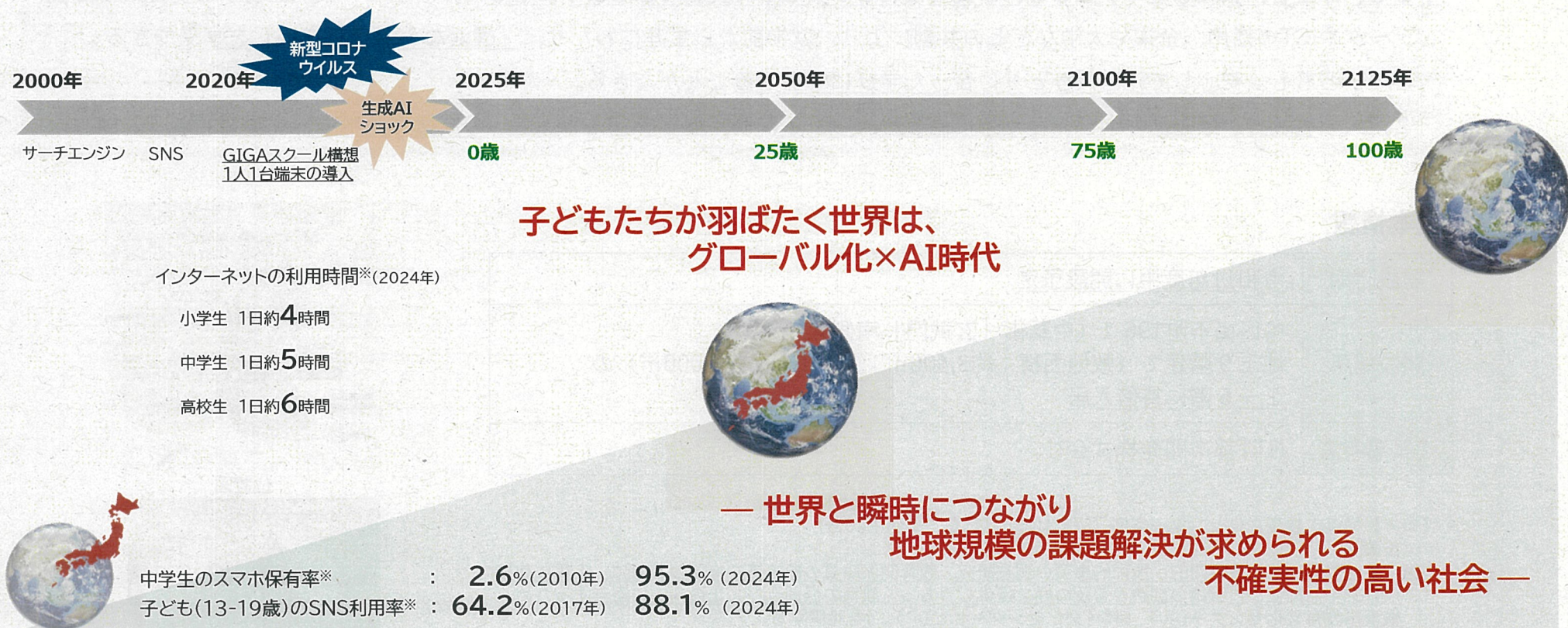
第1条 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究、教育関係職員の研修等を行うとともに、市民に教養及び文化活動並びに芸術の創造と普及の場を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与するため、横浜市教育文化センター（以下「教育文化センター」という。）を設置する。

第2条 以下略

※計画段階のものであり今後変更の可能性があります。

3 教育を取り巻く現在の主な課題（背景）

- 時代の大転換期において、だれもが自らの人生を舵取りしていけるように、今、安心して学んでほしい。
- 全国的な教師不足の中、横浜で教師になることの魅力を高め、教職員を支え、育み、より良い教育につなげたい。
- 学校だけで全てを解決するのではなく、共創の視点が欠かせない。



※出典：第5期横浜市教育振興基本計画 6-7ページ

4 子ども・保護者・市民の主な意見



子ども

「いろいろな世界や職業を知ることによって興味の幅を広げ、自分の夢を見つけていきたい。」

「SNSやインターネットから正しい情報を見極める力をつけていきたい。新しい技術やAIをうまく使いこなせるようになりたい。」

「みんながわかるように、興味を持つようにわかりやすく授業したり、つまづく難しいところとか丁寧に教えてくれたり、質問しやすい雰囲気のある先生が素敵だと思う。」

「困ったときにすぐ相談できるように、話をしっかり聞いてくれる環境をつくってほしい。」

「自分の居場所を見つけたり、つくったりすることが大事だと思う。居場所があれば、安心して挑戦できる。」



保護者

「すべての子どもが自分のやりたいことや学びたいことを大人の方々が尊重して学ばせてあげることで将来の子どもが明るい未来を作ってくれると思います。」

「すべての子どもが『ここにいて大丈夫』と感じられる環境づくりこそが、結果として学びの質と持続性を高めると考えます。」

「子どもたちの心に寄り添って一緒に問題を解決してくれる先生は魅力的だと思います。」

「支援員の方は子どもたちに否定的なことを言わずに受容してくれました。人も場所も安心できる雰囲気。やっとながれる場所ができたかなって、ほっとしたような気持ちになりました。」※不登校支援拠点「ハートフルセンター上大岡」を利用した保護者の感想



市民（地域・企業・大学等）

「学齢期の子どもだけではなく、ここで暮らすすべての人たち、大人も外国から来た人も、一から学びたいと思ったときに学べる環境が地域に（地元）あるのがベストです。」

「地域と学校のつながりが広がれば、『探究』を深めることができると思う。」

「子どもたちのためだけでなく、先生たちの健康のためにも、負担を減らす手伝いになるような活動をしたい。」

「学校という、子ども同士で共同生活を過ごしていく場所での先生の役割って大きい。先生のつくる雰囲気が大事。」

「『産・学・官・教』のそれぞれの垣根を越えてディスカッションをする様子を見て、横浜市の教育の転換点に立ち会うことができた、という感動を味わいました。最後に各グループでの活動を行った学生の皆さんのキラキラした表情が忘れられません。」※横浜イノベーション・アカデミア参加者の感想



教職員

「『今と未来』両方大切に、『今』も楽しく、『未来』に希望をもてるような教育を創っていきたい。」

「子どもたちと大人で、未来の学校を創造していくことをワクワクできる市、学校であってほしい。自分もワクワクして創造していきたい。」

「横浜市の未来につながる『これからの横浜の教育』を創り出す場所とするために、市民や保護者、子どもたちが気軽に集い、だれもが安心して参加できる場所にしたい。」

「学びの多様性を確保するためにも、学校にたくさんの人に関わってもらいたい。」

5 新しい教育センターで展開する「5つの戦略」



6 新たな教育センターを見据えて、既に様々な取組を始動・推進

横浜の教育の強みであるデジタル学習基盤による子どものビッグデータの活用や企業・大学等の多様な主体との共創により、子ども一人ひとりの状況の細やかな把握等を踏まえた学びや安心して学べる環境づくりに取り組んできました。



公式note「ココエデュ!」で横浜ならではの教育の取組、学校の魅力を発信

2029年

新たな教育センターの開設

児童生徒
約24万人
教職員
約2万人

EBPMの推進

学力・学習状況の傾向や変容をデータに基づいて可視化し、個に合わせた学びを支援

リアルタイムデータ

学習意識の変容や理解を素早く把握し、声掛け等に活用



1人1台端末に「横浜 St☆dy Navi」を実装し、子ども一人ひとりの状況の細やかな把握等



教育ビッグデータを分析し、教職員や子どもたちに有効な教育データを提供する研究の場「横浜教育データサイエンス・ラボ」の立ち上げ



研究をもとに、一人ひとりの理解度や学習進度に合わせて学ぶことができる横浜独自のAIドリルの開発・導入



子ども自身が興味をもって、他者と協働しながら積極的に学ぶとともに、学習活動を振り返ってつぎにつなげるなど、「子ども主体の学び」の実現

リアル空間

多様な人と関わり「対面」で学べる

オンライン空間

場所を選ばず人やツールと繋がる

バーチャル空間

仮想・メタバース空間で世界とつながる

学びの3層空間の構築



オンライン・バーチャルも活用した多様で安心できる学びの環境の充実



子どもの心の変化を捉え、安心した学びの環境に生かす「横浜モデル」の推進



「校内ハートフル」「ハートフルセンター上大岡」など学習のつまずきや登校のしづらさ等を抱える子どもが安心して生活し、学べる場の充実

7 取組が集約・連携することで次のステージへ

新たな教育センターは、人と人、データとデータがより効果的につながる拠点となることによって、これまでの取組がさらに進化し、相乗効果により価値が最大化されます。



データのつながり

人と人とのつながり
(共創拠点)

リアルな体験

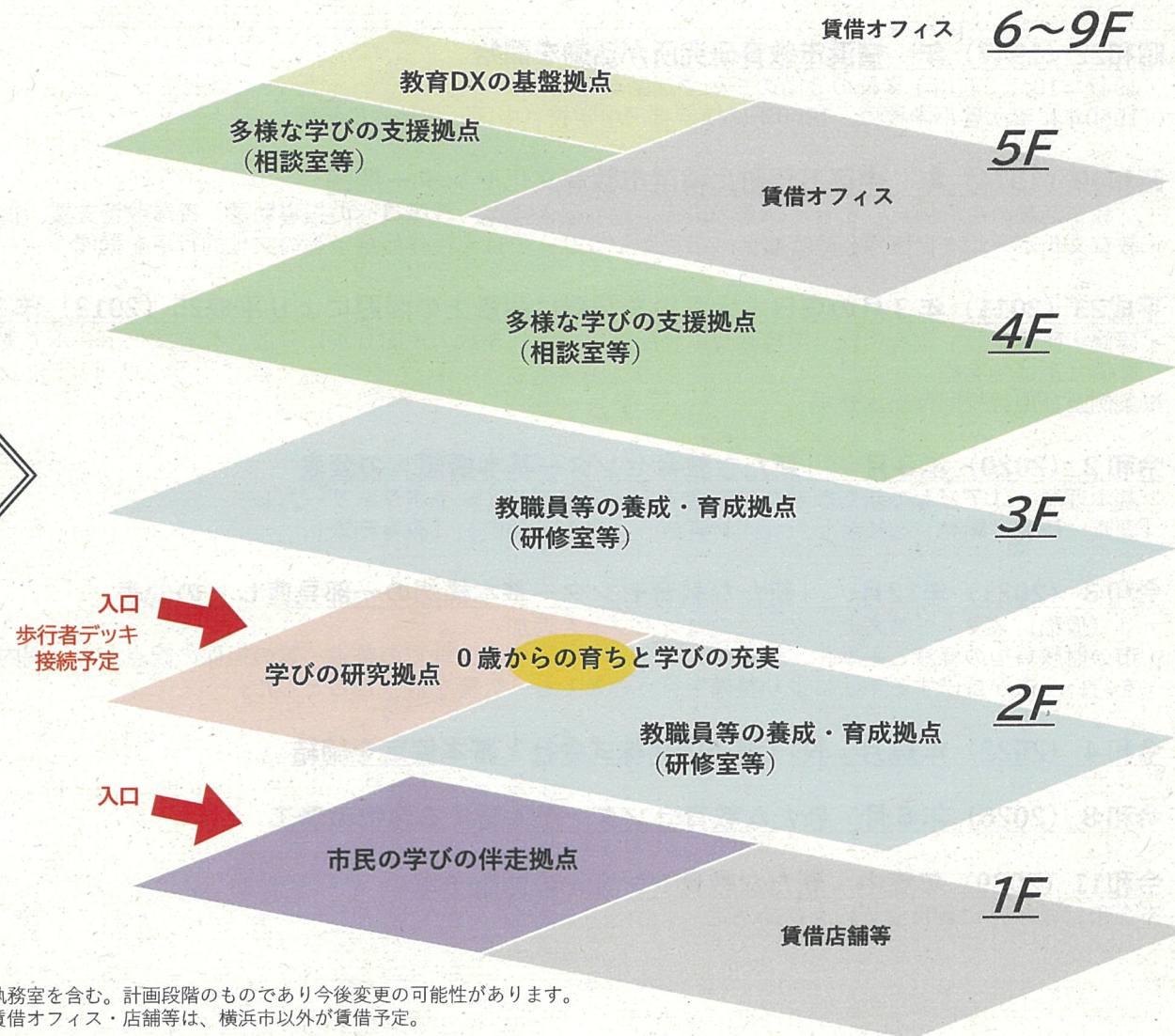
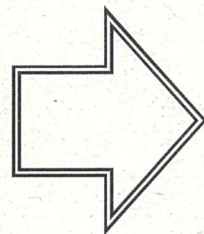


子どもや保護者、市民、企業、大学、教職志望の学生など一人ひとりが参画し、共創することで、
「安心して挑戦できる拠点」として、子ども・市民を中心に据え、未来の学びへのさらなる挑戦の好循環を創り出します。

(参考1) 新たな教育センターのフロアー構成

【現状の教育センター機能】

市庁舎
横浜花咲ビル
(西区花咲町)
特別支援教育
総合センター
(保土ヶ谷区仏向町)
4 方面学校教育事務所
の一部



※執務室を含む。計画段階のものであり今後変更の可能性があります。
賃借オフィス・店舗等は、横浜市以外が賃借予定。

(参考2) 新たな教育センターに向けた検討経緯

教育文化センター閉館まで

昭和22（1947）年 横浜市教育研究所が活動を開始

- ・1947年10月、石川小学校の3階の一画で活動を開始
- ・1950年に幸ヶ谷小学校に、1960年に横浜吉田中学校（中区）敷地内に移転

昭和49（1974）年 中区万代町に横浜市教育文化センター開館

- ・「教育活動の中心拠点」として調査・研究活動や研修事業、教職員への指導助言、授業改善支援、情報発信等の役割
- ・教育文化ホールでは研修会や音楽会、市民ギャラリーでは市民作品展示等の文化的行事を開催

平成23（2011）年3月の東日本大震災を契機に耐震上の問題により平成25（2013）年3月に閉館※

- ・研修・研究施設や教育相談、学校教育事務所等の機能は複数の民間ビルに分散。教育文化ホールで実施していた行事等は市内外の公会堂等を借り上げて実施

※条例及び施行規則は廃止せず

令和2（2020）年3月 「新たな教育センター基本構想」の公表

- ・基本理念：「子どもの新たな学びを創造する『教育デザインラボラトリー』」
- 「調査・研究・開発」を核とした「人材育成」「発表・発信」「教育相談」

令和3（2021）年12月 「新たな教育センター基本構想の一部見直し」の公表

- ・「（仮称）スマート教育センター」のコンセプトを追加
- ・市の財政負担の軽減と平準化、教育センターとして適切な立地での整備・質の担保の観点から、関内・桜木町駅周辺で民間事業者が施設の整備を行い、市が賃借する手法により整備を行うこととし、公募を行うこととした。

令和4（2022）年11月 NTT都市開発株式会社と基本協定を締結

令和8（2026）年6月 新たな教育センターが入居する建物の着工

令和11（2029）年度中 新たな教育センターの開設予定

※令和11年3月に賃貸借契約を締結予定

新たな教育センター検討中現在



受理番号 4

2026 年 7 月 24 日

「青木小学校」通学区域変更（鶴屋町1丁目41番地の取扱い）に関する意見書

— 規則改正に先立つ再検討の要請 —

横浜市教育委員会 教育長 下田 様

横浜市教育委員会 委員 各位

連絡先：

第1 意見の趣旨

令和8年8月に予定される通学区域に関する規則改正に先立ち、鶴屋町1丁目41番地（「ザ ヨコハマフロントタワー」）を、周辺地域と同様に特別調整通学区域に含め、青木小学校を選択可能とする方向で再検討していただくよう求めます。少なくとも、同物件を除外した判断の根拠資料を開示し、当事者である当該物件の保護者に対して説明及び意見聴取の機会を設けたうえで、教育委員会において改めて審議していただくことを求めます。

本意見書の要点

- ・ 除外の決定的根拠とされる令和8年1月の住民基本台帳による確認結果は、検討部会に一度も示されておらず、除外を含む案④は、その確認より前（令和7年10月）に取りまとめられている。
- ・ 除外の基準は、住戸が埋まっても空いていても除外に至る反証不能なもので、当該物件を救済し得るかを確かめるための市自身の確認さえ、除外を維持する根拠に転用されている。
- ・ 入居済みの物件のうち、青木小学校の選択肢を失うのは当該物件のみである（他の除外対象の物件は、いずれも入居前の新築物件）。
- ・ 示された復帰条件は、当事者が関与し得ない事情に委ねられ、容量を回復する校舎増築も見送られており、事実上、恒久的な除外となりかねない。

第2 意見の理由

以下は、市が公表している検討部会・検討委員会・教育委員会の資料及び会議録、並びに学校計画課からの回答に基づく指摘です。

1 除外の決定的根拠が、検討部会に示されないまま決定されている

市は、当該物件を除外（特別調整通学区域を設定しない取扱い）した根拠として、令和8年1月に住民基本台帳等で確認した居住実態（想定以上に居住実態のない住戸が存在したこと）を挙げています。

しかし、この数値は、公表されている第1回から第6回までの検討部会の資料・会議録・部会ニュースのいずれにも記載がありません。学校計画課も、当該数値を「検討部会資料には掲載していない」と認めています。加えて、当該物件の除外を含む案（案④）が取りまとめられたのは令和7年10月30日の第4回検討部会であり、上記の住民基本台帳による確認（令和8年1月）は、その後に行われたものです。すなわち、除外の決定は、市が決定的根拠とする資料が作成される前に行われ、その資料は検討部会に一度も示されていません。これでは、検討部会の議論を経たことをもって当該除外の妥当性が担保されたとは言い難いと考えます。

2 除外の前提（児童数増加の影響）は、検討部会自身が疑問を呈している

当該物件からの児童数増加という除外の前提について、検討部会では、複数の委員から疑問が示されています。ある委員は、「現実今年に入って青木小学校へ通学されている家庭がわずか5、6所帯です」「459戸がまともに入ることは、まずあり得ない」「ほとんどが商業用として使われているマンションなので、入っても5%くらいと私は見えています」と述べ（第1回検討部会会議録）、別の委員も、「ほとんどが商業的な利用のマンションとなっており、今以上にファミリー層の所帯が入ってくるといことは、地元としてはそれほど予想していません」と述べています（第3回検討部会会議録）。参考人からも、「本当にこのシミュレーション通り、青木小学校に来るんですか」との疑問が示されています（第2回検討部会会議録）。他方、事務局は、当該物件について「100数戸入ってくるようなポテンシャルがあるマンション」と、あくまで将来の可能性として説明しており（第3回検討部会会議録）、確定した児童数の見込みを示しているわけではありません。除外を基礎づける「影響が大きい」という判断の事実的根拠は、市自身の記録においても確立されているとは言えないと考えます。

3 除外の基準が反証不能であり、居住実態の確認結果にかかわらず除外に帰結する

市は、当初、当該物件の未入居戸数を不動産物件サイトの情報に基づいて把握していましたが、令和8年1月、市自らの判断で、住民基本台帳等により当該物件の居住実態を改めて確認しました。市の説明によれば、この確認は「鶴屋町1丁目41番地を特別調整通学区域に設定することの可否を検討するために実施した」ものであり（令和8年6月29日付け回答）、当該物件を青木小学校の選択肢に含められないかを検討する趣旨のものでした。ところが市は、その確認により「これまでに認識していた戸数以上に居住実態のない住戸が存在することが判明した」として、これを、当該住戸が今後市場に流通し、子どものいる世帯の入居が進めば教室不足を招く、という理由に転用し、かえって除外の判断

を維持する結論としました。しかし、この論理によれば、住戸が埋まっていれば現在の児童数を理由に、空いていれば将来の入居見込みを理由に、いずれにしても除外に至ることとなり、居住実態がどうであっても除外の結論は変わりません。市自身が、当該物件を救済し得るかを検討するために行った確認でさえ、除外を維持する根拠に転じているのであって、これは反証の余地のない基準というほかになく、これによって特定の物件のみを不利益に扱うことは、区別の合理性を欠くと考えます。加えて、この「空室は将来の児童増につながる」という論理を等しく適用するのであれば、同様に空室を抱える他の物件も対象とすべきところ、市は、他の物件については「同一の精度での個別確認は行っていない」としており、同じ基準を当該物件にのみ厳格に適用していると言わざるを得ません。

4 入居済みでありながら、唯一、青木小学校の選択肢を失う不均衡

今回の変更では、指定校が変更される地域についても特別調整通学区域が設定され、青木小学校を引き続き選択できます。ところが、令和5年の竣工時から「青木小学校の通学区域」であることを前提に入居した当該物件のみが、特別調整通学区域を設定されず、青木小学校を選択できません。実際、市が特別調整通学区域を設定しないとした5つの物件（栗田谷 15-11、松ヶ丘 58-3、沢渡 4-2、鶴屋町 1丁目 41・42、桐畑 2・3-5）のうち、既に入居が始まっているのは当該物件のみであり、他の4物件はいずれも入居前の新築物件です。既に居住している住民がいる物件の中で、当該物件だけが青木小学校の選択肢を失う扱いとなっており、その区別の合理的な根拠が十分に示されていないと考えます。

5 通学の安全が、指定校の選定に反映されていない

当該物件から指定された宮谷小学校までは約1.7km（市が徒歩で計測した距離でも約1.6km）であり、その間には、より近い青木小学校（約700m）を含む複数の小学校があります。児童は、この約1.6kmの通学路を毎日歩くことになり、通学に要する時間や、交差点・見通しの悪い箇所などにさらされる機会は、最寄りの青木小学校に通う場合よりも大きくなります。安全性は、当該物件のすぐ近くだけでなく、宮谷小学校に至る通学路の全区間で評価される必要があります。検討部会自身も、通学区域変更後の通学路の危険性を認識し、関係機関に対して通学安全要望書を提出していますが、その回答では、当該物件付近（要望箇所⑭）についてすら、防護柵（ガードレール）は「設置した場合に十分な歩道幅員を確保できないため、設置できません」、あんしんカラーベルトは「外側線を狭くすることができないため、設置できません」とされ、実施されるのはスクールゾーン等の路面標示の新設にとどまっています（令和8年7月3日付け通学安全要望書に対する回答）。同要望書では、通学区域変更に伴う複数の箇所においても、歩道の規定幅員を満たさない等の理由で防護柵やあんしんカラーベルトを設置できないとされており、通学路における物理的な安全対策には限界があります。通学の安全という当然に考慮すべき要素が、指定校の選定そのものには反映されず、事後の要望に委ねられていると考えます。

6 より制限的でない代替案が検討されていない

当該物件の住民は、地域全域ではなく一部地域のみを対象とする案や、今後建設予定の物件のみを対象とする案（折衷案）を提案してきました。しかし、市の回答によれば、これらは検討部会において具体的な検討案として取り上げられていません。当該物件を一律に除外する以外の、より影響の小さい方法が検討された形跡がありません。

より制限的でない対応として、青木小学校における学区外からの受け入れの管理も考えられます。検討部会の記録によれば、青木小学校の現在の在籍には、指定地区外就学制度を利用して学区外から就学している児童が含まれています（第5回検討部会会議録）。この指定地区外就学は、区域内の児童が指定校に就学することとは異なり、市が施設状況に応じて承諾・不承諾を判断できる裁量的な受け入れであり、市自身も、厳しい施設状況を理由に不承諾とする運用を検討するとしています（第5回検討部会会議録）。すなわち、青木小学校の受入容量は、こうした裁量的な受け入れの管理によって一定程度調整することが可能であり、容量の制約は、必ずしも区域内の児童の就学を制限しなければ対応できないものとは限りません。限られた容量を配分するに当たり、区域内に居住し青木小学校に最も近い当該物件の児童が、裁量的な学区外からの受け入れに劣後すべき理由はありません。学区外からの受け入れを管理してもなお当該物件の除外が必要といえるのが、その検討を経ずに、区域内・最短距離の当該物件を除外することは、対応の順序として相当でないと考えます。

7 反対意見の位置づけと、記録への反映

当事者である当該物件の保護者は、検討の段階から反対意見を表明してきました。しかし、検討委員会の資料では、これらが「第6回検討部会開催後に寄せられた意見」として整理され、あたかも検討の終了後に初めて示された意見であるかのように読める構成となっています。また、検討の過程で当事者や地域から示された反対・懸念が、検討委員会への意見書及び答申にどのように反映されたのかが、明らかではありません。

8 「地域活動への影響」を除外の理由とすることについて

市は、案④を妥当とした理由として、学区変更が自治会・町内会単位の見守り活動や子ども会活動、学校行事への協力、PTA 活動、地域行事と学校との連携等に与える影響を挙げ、これらへの影響を抑える観点から案④が妥当と整理したと説明しています。しかし、この「地域活動への影響」という理由は、既存の地域について青木小学校を引き続き選択できるようにすること（特別調整通学区域を設定すること）の説明にはなり得ても、当該物件を青木小学校から除外することの説明にはなりません。両者は別個の問題であり、当該物件を除外する根拠は、本来、教室不足という定員上の理由に求められるべきものです。加えて、市自身、案④についても「特別調整通学区域が設定される地域内で通学先の学校が複数となることから、自治会・町内会による見守り活動や子ども会活動などに影響が生じる可能性がある」と認めており（令和8年6月29日付け回答）、「案④が地域活動への影響を最も抑える案である」という前提は、市の説明の中でも一貫していません。

むしろ、地域と学校とのつながりを維持するという観点を一貫して適用するのであれば、結論は逆になります。当該物件は鶴屋町の一部であり、地理的にも青木小学校に最も近い位置にあります。これを青木小学校から除外し、約 1.7km 離れた宮谷小学校へ通わせることは、鶴屋町という地域と青木小学校とのつながりをかえって断ち切り、同じ地域の児童を複数の学校に分けることにほかなりません。検討部会では、通学区域の変更によって町内会や自治会・こども会活動の「分断」が生じることが、参考人や市民意見から懸念事項として挙げられており（第4回検討部会会議録）、市も、既存の地域については特別調整通学区域を設定して青木小学校を引き続き選択できるようにすることで、こうした分断への懸念に配慮しています。しかし、その同じ配慮は、当該物件には及んでいません。市が守ろうとする「地域のつながり」は、当該物件を除外することによってこそ損なわれます。また、在住年数の長短や地域活動への貢献の度合いによって就学先の指定を左右することは、「住所地に基づいて就学先を指定する」という市自身が掲げる通学区域制度の基本にも反します。地域活動への配慮は考慮要素として理解しますが、それ単独で、現に居住する特定の物件の児童のみに、最も遠く、かつ安全対策の限られた通学を割り当てることを正当化することはできないと考えます。

第3 求める対応

- ・令和8年8月の規則改正に先立ち、当該物件を特別調整通学区域に含める方向で再検討すること。
- ・当該物件を除外した判断の根拠資料（令和8年1月の居住実態確認の数値等）を開示し、当事者である保護者に説明する機会を設けること。
- ・教育委員会の会議において、当事者の反対意見を正確に踏まえたうえで、改めて審議すること。
- ・限られた容量の配分に当たっては、市が施設状況に応じて承諾・不承諾を判断できる学区外からの受け入れ（指定地区外就学等）の管理を先行させ、それでもなお区域内・最短距離の当該物件の除外が必要といえるのかを、当該物件の現実的な児童数の見込みに即して検討し、その結果を示すこと。
- ・当該物件が将来青木小学校を選択できるようになる条件について、市は、「義務教育人口推計上、6年間にわたり不足教室が生じない見通しが立つこと」を挙げています。この推計自体は比較的客観的な基準であり、当方も、これを復帰の基準とすること自体に異論はありません。問題は二つあります。第一に、市はこれを「前提条件」と位置づけ、これを満たしてもなお、市街地再開発やマンション開発等の「特段の事情」、全市的に増加傾向にある個別支援学級の動向、35人を境に学級数変動する事情等を理由に「総合的に判断する」としています（令和8年7月15日付け回答）。すなわち、測定可能な推計上の結論を満たしても復帰は保証されず、その上に限定のない裁量が重ねられています。第二に、その推計の結果自体も中立ではなく、当該物件の将来の入居や開発をどの程度見込むかという前提の置き方に左右されます。当該物件の空室が将来埋

まれに教室不足を招くという想定は、除外を基礎づけた反証不能な想定であり、これを推計の前提又は「特段の事情」として用いる限り、測定可能な体裁のまま、当該物件に不利な結論を導くことができてしまいます。結局、この条件の成否は、地域全体の児童数や全市的な個別支援学級の動向といった、当事者が関与し得ない事情に委ねられます。児童数は住民の働きかけによって減るものではなく、示された「条件」は、実際には当事者が達成し得ない、事実上の無期限の先送りとなりかねないと考えます。

- ・そこで、当該物件の復帰について、次の点を求めます。（ア）「義務教育人口推計上、6年間にわたり不足教室が生じない」という基準を、復帰の可否を判断する決定的な基準として扱い、これを満たした場合には当該物件を青木小学校に戻すこと。仮に「特段の事情」を理由にこれを覆す場合には、どの事情が、どの程度に至ったときに覆るのかを、あらかじめ具体的かつ限定的に示すこと。（イ）上記推計に当該物件の児童数を算入するに当たっては、空室が将来埋まるとの仮定ではなく、現に居住し又は現実に見込まれる未就学児の数に即して算定すること。加えて、その未就学児のうち実際に青木小学校へ就学する割合についても、私立・国立小学校等への進学の実態を含め、当該物件の実際の就学状況（検討部会において委員が、当該物件から青木小学校に就学する家庭は「入っても5%くらい」と述べた実態）に即して見込むこと。（ウ）毎年度、定期的に復帰の可否を検証し、その結果を当事者に説明すること。なお、市は、条件を満たした場合には「学区変更当時の入居済み物件であること」及び「強い要望をいただいていること」を考慮要素として、当該物件を他の未入居物件に優先して青木小学校に戻す旨を回答しており、この点を書面で確認することを求めます。
- ・当該物件の除外を恒久的なものとしなないこと。当該物件が青木小学校に復帰するためには、地域全体の児童数が減少するか、又は校舎の増築等により青木小学校の容量が拡大するかのいずれかが必要です。市の説明によれば、青木小学校の北側敷地には6教室分の校舎の増築が可能であり、供用開始は令和14年度の見込みとされています（第2回検討部会）。市は、この増築を、令和9年度からの教室不足には間に合わないこと、工事期間中はグラウンドの大部分が使用できず学校運営上の課題があること等を理由に採用しませんでした。しかし、近い時期に間に合わないことは、増築が将来にわたって不可能であることを意味しません。増築が実現すれば青木小学校の容量は拡大し、当該物件が復帰できる余地が生まれます。市は、児童数の減少が見込みにくい地域であるとしながら、容量を拡大する増築も見送っており、このままでは、当該物件が青木小学校に復帰する道が、需要・供給の両面で事実上閉ざされます。校舎の増築等による容量回復の可能性を含めて当該物件の復帰を定期的に再評価し、除外を恒久化しないことを求めます。
- ・上記が直ちに困難な場合でも、暫定設置校であるみなとみらい本町小学校を、当該物件の特別調整通学区域の受入校とすることの可否について、速やかに検討すること。この点については、学

校計画課からも、当該物件のまとまった要望書の提出を前提に検討し得る旨の回答を得ています。

第4 結び

本件は、令和8年8月の規則改正が迫るなかで、現に当該物件で暮らす就学前の子どもたちの就学先に直接関わる問題です。限られた時間ではありますが、当事者に対する説明と再検討の機会を設けていただくよう、切にお願い申し上げます。

令和8年7月27日

横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員長 殿
横浜市「青木小学校」学校規模適正化等検討部会事務局（学校計画課） 御中
横浜市教育委員会 教育長 殿
同 教育委員 各位



受理番号 5

THE YOKOHAMA FRONT TOWER 居住者代表

THE YOKOHAMA FRONT TOWER 管理組合

住宅管理会社管理者 株式会社相鉄リビングサポート

事務執行者（管理組合代表者）

要 望 書

（青木小学校を指定校とする要望）

日頃、横浜市政にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

私どもは、横浜市神奈川区鶴屋町1-41に立地する複合用途型の分譲マンションに住まう者で構成された団体です。459世帯の住居部分の居住者代表として、本書をもって管理組合代表者にて要望させていただいております。

さて、まず、当マンションが鶴屋町1丁目に立地しているにもかかわらず、41番地・42番地がわざわざ別に指定され、徒歩で通学できる神奈川区内の青木小学校ではなく、西区にあります2km以上離れた宮谷小学校に指定替えがなされ、特別調整通学区域にも指定されないとの予定を伺っております。

その事情というのは、青木小学校の今後の通学地域の住宅増加に伴う教室不足にあるとのことですが、特に、当マンションにおいては、2020年以前から再開発組合が発足し、国家戦略特区として横浜市肝煎りの事業として進められてきたわけですから、横浜市が関わることなく建設された民間事業による他のマンションとは異にするもので、事前に入居者数の想定や調整が容易に可能であったものと想定されます。

にもかかわらず、当建物が竣工してまもなく令和6年9月11日に部会が立ち上げられ、最近になって鶴屋町1-41及び42が除外指定され、当マンション居住者に対して学区の強制的な変更が知らされたところであり、当マンションの居住者にとっては、上記の事情を汲まれず、ただ「大型マンションであり居住者が多いから」との理由による学区変更を強要することは、あまりにも一方的で到底受け入れられるものではありません。

加えて、現状でも、当マンションから青木小学校への通学をしている児童数は、「不足教室」を招くほどの人数が存在していないにもかかわらず、本制度が適用になってしまっていることも本要望の実現を後押しするものです。

その他、通学安全の観点もご検討いただいているものの、宮谷小学校までは、交通量の多い交差点を2つ経由していく必要があるところ、提示されている通学安全策について、カラーベルトの創設や一時停止線の設置等（それらも実現に至るかどうかさえ不明）の、自動車運転者に依存したものにすぎず、自動車そのものの通行を規制するような、広範囲なスクールゾーンの採用や、警察官の交通誘導等効果的な提案がなく、このままでは通学路の安全の配慮さえないままに、事故の原因となり得る自動車の通行と通学児童の棲み分けが不十分であることから、当マンションの保護者として受け入れ難い理由の一つです。

そして、教育委員会においては、「みなとみらい本町小学校」を特別調整通学区域として検討することについても「要望書面をもらっていないので、何もできない」との回答に終始しており、やむなく当マンション居住者の総意として本書を提出せざるを得ないほど追い詰められている状況です。

従いまして、以上のとおり、当マンション居住児童の保護者の心情を前提に、以下要望させていただきます。

記

- 一 他のマンションと平等となるよう「鶴屋町1-4 1を除く」との文言の削除、つまり、鶴屋町1-4 1の居住者の学区を青木小学校とすること。
- 一 「鶴屋町1-4 1を除く」とした場合と、除かなかった場合の2つのパターンについて、想定数などをご開示いただき、実際との乖離が生じていないことを、少なくとも当マンション居住児童の保護者に対し、ご説明いただくこと。
- 一 前項に関連して、当マンションによる青木小学校への通学希望について、想定との乖離、つまり「想定最大値」に至らなかった場合において、受入可能人数の範囲内で優先的に一部通学を許容すること
- 一 他のマンションと平等となるよう「鶴屋町1-4 1」について、特別調整通学区域を設定し、少なくとも令和9年4月からみなとみらい本町小学校への通学を可能にすること、
- 一 上記の要望が一切叶わない場合、当マンション付近にスクールバスを巡回させる、登校・下校時において警察官や市職員等を立哨させる、通行止とする等通学安全を確保する手段を講じること
- 一 兄弟姉妹等の関係にある場合や青木小学校通学区域となっている保育園・幼稚園の通園者等に一定の例外措置を定めること
- 一 仮に本要望が叶わなかった場合、児童の通学安全について、保護者が納得する方策を今後講じることを約束すること
- 一 将来に向け、横浜市の試算を毎年継続的に計測し、分析し、その結果、青木小学校の受け入れ人数に当マンションの存在が影響していないかを検証し、空きが生じた場合においては受け入れを積極的に可能とすること

以上

本要望は、特定の学校（特に青木小学校）への過度な集中を招きたいわけではなく、あくまで当マンションに対する、至近の小学校に「安全に」通学したいというきわめて基本的かつ合理的な選択肢の付与を目的とするものであり、横浜市政にも合致するものであると考えられます。

子どもたちにとってより良い教育環境と通学環境、加えて通学時の安全を確保するとともに、地域の実情に即した合理的な制度運用を実現するため、何卒前向きなご検討を賜りますようお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

【ご連絡先】

〒

THE YOKOHAMA FRONT TOWER 管理組合

管理者 (居住者代表)

電話 (管理室ですので、ご用件やご伝言をお伝えください)

教委第35号議案

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年9月18日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

猛暑に伴う児童生徒の安全確保等の観点から、夏季休業日の期間を延長するため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

横浜市教育委員会

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号及び第36条の3第1項第4号中「8月26日」を「8月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市立学校（横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、併設型中学校）の夏季休業日の期間は、「横浜市立学校の管理運営に関する規則（以下「規則」という。）」において「7月21日から8月26日まで」と定められていますが、8月の猛暑により児童生徒の健康への影響が懸念されることから、児童生徒の安全を確保するため、規則を改正し、夏季休業日の期間を延長します。

2 改正の主な内容

小学校、中学校、義務教育学校の夏季休業日は規則第4条第1項第4号に、高等学校の夏季休業日は規則第36条の3第1項第4号にそれぞれ規定されており、両規定中の「8月26日」を「8月31日」に改正します。

なお、特別支援学校の夏季休業日は規則第48条で規則第4条第1項の規定が、併設型中学校の夏季休業日は規則第58条で規則第36条の3第1項の規定がそれぞれ準用されます。

3 規則改正に係る意見公募等（別添資料）

（1）一般意見公募（横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に係る意見公募）

ア 実施期間 令和8年4月15日から同年5月15日まで

イ 周知方法 広報よこはま、市ホームページ、家庭と学校の連絡システム「すぐる」、放課後キッズクラブ等運営事業者へ個別周知

ウ 提出意見数 6,983通（延べ12,342件の意見）

（2）児童生徒へのアンケート

ア 実施期間 令和8年5月29日から同年6月5日まで

イ 実施方法 1人1台端末

ウ 提出意見数 25,093件

4 施行年月日

令和9年4月1日

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（第1章省略） 第2章 小学校、中学校及び義務教育学校 第1節 学年、学期及び休業日 （第3条省略） （休業日） 第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。 （第1号から第3号まで省略） (4) 夏季休業日 7月21日から <u>8月26日</u>まで （第5号から第7号まで、第2項から第5項まで及び第1節の2から第6節まで省略） 第3章 高等学校 （第34条から第36条の2まで省略） （休業日） 第36条の3 高等学校における休業日については、次のとおりとする。 （第1号から第3号まで省略） (4) 夏季休業日 7月21日から <u>8月26日</u>まで （以下省略）	（第1章省略） 第2章 小学校、中学校及び義務教育学校 第1節 学年、学期及び休業日 （第3条省略） （休業日） 第4条 小中学校等における休業日は、次のとおりとする。 （第1号から第3号まで省略） (4) 夏季休業日 7月21日から <u>8月31日</u>まで （第5号から第7号まで、第2項から第5項まで及び第1節の2から第6節まで省略） 第3章 高等学校 （第34条から第36条の2まで省略） （休業日） 第36条の3 高等学校における休業日については、次のとおりとする。 （第1号から第3号まで省略） (4) 夏季休業日 7月21日から <u>8月31日</u>まで （以下省略）

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に係る 意見公募等

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

■趣旨

横浜市立学校の夏季休業日の期間は、「横浜市立学校の管理運営に関する規則」において「7月21日から8月26日まで」と定められていますが、**8月の猛暑により児童及び生徒の健康への影響が懸念されることから、児童及び生徒の安全を確保するため、規則を改正し、令和9年度から夏季休業日の期間を8月31日まで延長します。**

■規則改正に係る意見公募等について

規則の改正に伴う意見公募を実施しました。加えて、子どもの意見表明の機会として、児童生徒へのアンケートを実施しました。

(1)一般意見公募(横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正に係る意見公募)

- ア 実施期間 令和8年4月15日から令和8年5月15日まで
- イ 周知方法 広報よこはま、市ホームページ、家庭と学校の連絡システム「すぐーる」、放課後キッズクラブ等運営事業者へ個別周知
- ウ 提出意見数 **6,983通(延べ12,342件の意見)**

(2)児童生徒へのアンケート

- ア 実施期間 令和8年5月29日から令和8年6月5日まで
- イ 実施方法 1人1台端末
- ウ 提出意見数 **25,093件**

(3)結果の公表(予定)

- ア 一般意見公募
9月中旬に市ホームページ及び家庭と学校の連絡システム「すぐーる」において公表
- イ 児童生徒へのアンケート
9月中旬に市ホームページにおいて公表、10月初旬に1人1台端末に教育委員会における審議結果とあわせてメッセージ送信

意見公募等の結果(全体のまとめ)

■意見公募等の結果概要

(1) 一般意見公募	✓ <u>全体の3分の2の意見は、近年の猛暑による児童生徒の安全確保等の観点から、夏季休業日の延長を肯定的に受け止める内容であった。</u> ✓ 夏季休業日の延長に伴う子どもの居場所や家庭負担、学びへの影響等を心配する意見も寄せられた。 ✓ 登下校時の暑さ対策や学校施設の環境整備など、夏季休業日の延長とあわせた取組を求める意見も見られた。
(2) 児童生徒アンケート	✓ <u>約9割が猛暑・熱中症対策として夏季休業延長を評価する意見</u>であり、特に登下校時や体育、部活動時の安全確保を理由とする声が目立った。また、休養時間の確保、家族との時間の増加、自主学習や受験勉強の時間確保を肯定的に捉える意見が見られた。 ✓ 授業日数の減少や学習進度の遅れ、学力低下を懸念する意見も見られた。また、6時間授業の増加や授業の詰め込みを不安視する声が寄せられた。 ✓ 宿題や課題の増加を心配する意見が多く見られた。宿題量は現状維持または減量を望む意見が多かった。

■意見公募等の結果に対する受け止めと対応の方向性

- ✓ 夏季休業日の延長に賛同するご意見が多数寄せられました。これらの意見を踏まえ、夏季休業日の延長を令和9年度から実施する方針です。
- ✓ 学習機会への影響や保護者負担などを懸念するご意見も寄せられました。夏季休業日の延長を見直すべき重大な課題は確認されませんでした。が、いただいたご意見をしっかりと踏まえ、必要な対策を講じてまいります。
- ✓ 夏季休業日の延長に伴う影響については、継続的に状況を把握するとともに、今後も必要に応じて対応を図ってまいります。

(1)一般意見公募実施結果

■実施概要

- ✓ 公募期間 令和8年4月15日～5月15日
- ✓ 周知方法 広報よこはま、市ホームページ、「すぐーる」により保護者へ周知、放課後キッズクラブ等へ個別周知
- ✓ 公募方法 横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づき自由記述方式により意見を収集
- ✓ 意見数 6,983通(延べ12,342件の意見)

■主な懸念事項と対応の方向性

主な懸念事項	対応の方向性
(1)夏季休業日の延長に伴い直接的な影響が生じる事項	
✓ 「学童や放課後キッズクラブの受入れは十分か」「預け先を確保できるのか」など、 <u>子どもの居場所の確保に関するご意見</u> ✓ 「仕事との両立が大変」「毎日の昼食やお弁当の準備が負担」など <u>家庭負担の増加に関するご意見</u> ✓ 「授業時間が不足しないか」「学習内容の定着に影響しないか」「授業の詰め込みにならないか」など、 <u>学びへの影響を懸念するご意見</u>	✓ 子どもたちの居場所として想定される <u>放課後キッズクラブ等</u> について、夏季休業日の延長分についても、 <u>従来の長期休業期間と同様の受入体制を確保</u> できるよう調整を進めます。 ✓ 児童生徒や教職員への影響にも十分配慮した上で、 <u>必要な授業時数を確保できる見通し</u> となっています。各学校において児童生徒の負担に配慮しながら <u>適切に教育課程を編成</u> してまいります。
(2)夏季休業日の延長に伴い付随して影響が生じる事項	
✓ 「早期に給食を提供してほしい」「給食がない期間が長くなるのではないか」「栄養面が心配」「経済的に困難な家庭への影響」など、 <u>給食に関するご意見</u> ✓ 「生活リズムが乱れる」「学校に行きづらくなる子どもが増えないか」など、 <u>生活リズムや登校への影響に関するご意見</u> ✓ 「友人と関わる機会が減る」「学校行事等の機会が減るのではないか」「学校は社会性を育む大切な場である」など、 <u>学校生活や交流機会に関するご意見</u>	✓ <u>小学校、義務教育学校及び特別支援学校の給食提供日</u> について、夏季休業終了後 <u>可能な限り早期に給食を実施</u> できるよう検討します。 ✓ 休業明けの生活習慣の定着や児童生徒の状況に応じたきめ細かな支援を行い、安心して学校生活に戻れるよう対応します。 ✓ 年間を通じた教育活動の中で、児童生徒同士の関わりや交流の機会が確保できるよう行事や日常の学級活動等を通じて対応します。
(3)その他	
✓ 「数日延長しても暑さは変わらないのではないか」「本当に熱中症対策として効果があるのか」など、 <u>延長の効果や実効性に関するご意見</u> ✓ 「学校行事や防災訓練の実施時期を見直してほしい」など、 <u>夏季休業日の延長を契機とした教育環境の改善を求めるご意見</u>	✓ 9月に入ると熱中症アラートの発生率が低下傾向にあることから、8月末まで夏季休業日を延長します。 ✓ いただいたご意見は、児童生徒の安全確保や教育環境の向上に資するものとして真摯に受け止め、今後の施策の検討に生かしていきます。

■意見の概要

- ✓ 多くの意見は、近年の猛暑による児童生徒の安全確保の観点から、夏季休業日の延長を肯定的に受け止める内容であった。
- ✓ 夏季休業日の延長に伴う子どもの居場所や家庭負担、学びへの影響等を心配する意見も寄せられた。
- ✓ 登下校時の暑さ対策や学校施設の環境整備など、夏季休業日の延長とあわせた取組を求める意見も見られた。

(2)児童生徒へのアンケート実施結果

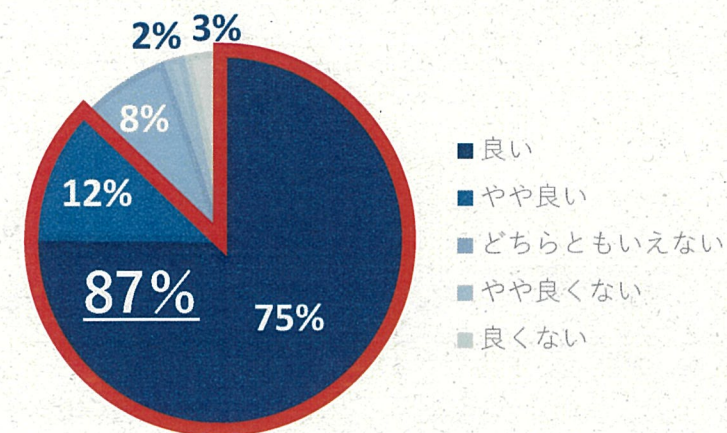
■実施概要

- ✓ 趣 旨 子どもの意見表明の機会を確保するためアンケートを実施
- ✓ 対 象 全市立学校の児童生徒
- ✓ 実施期間 令和8年5月29日 ～ 令和8年6月5日
- ✓ 実施方法 1人1台端末を活用したアンケート
択一式で夏季休業日延長の受け止めとともに自由意見を募集
- ✓ 意見数 25,093件
- ✓ 回答属性 小学校:52.83%、中学校:45.84%、義務教育学校:0.69%
特別支援学校:0.04%、高等学校:0.6%
- ✓ 結果公表 横浜市ホームページにて9月中旬に公表を行うとともに、1人1台端末を通じて児童生徒に結果を送付予定

■自由意見の全体傾向

- ✓ 最も多かったのは、猛暑・熱中症対策として夏季休業延長を評価する意見であり、特に登下校時や体育、部活動時の安全確保を理由とする声が目立った。
- ✓ 授業日数の減少や学習進度の遅れ、学力低下を懸念する意見も見られた。また、6時間授業の増加や授業の詰め込みを不安視する声が寄せられた。
- ✓ 宿題や課題の増加を心配する意見が多く見られた。宿題量は現状維持または減量を望む意見が多かった。
- ✓ 休養時間の確保、家族との時間の増加、自主学習や受験勉強の時間確保を肯定的に捉える意見が見られた。
- ✓ 生活リズムの乱れ、友人と会う機会の減少、学校生活や学校行事の機会減少を懸念する意見も一定数見られた。
- ✓ 冬休み・春休みへのしわ寄せ、部活動・塾・習い事との両立、家庭・保護者負担の増加を心配する意見も多かった。
- ✓ 延長だけでなく、短縮授業、オンライン授業、時差登校、学校施設整備等を併せて検討すべきとの意見が見られた。

■意見の状況



Q:夏休みが長くなることについてどう思いますか

(2)児童生徒へのアンケートの自由意見の内容

Q:夏休みが長くなることについてどう思いますか

分類	回答割合	自由意見の主な内容
良い	75%	- 暑すぎて登校がきついから、夏休みが延びるのは本当に助かる - 熱中症になるくらいなら休みの方がいいし、安全のために必要だと思う - 夏休みが長くなるとゆっくり休めるし、疲れもちゃんと取れる - 宿題や勉強をあせらずできるし、家族と出かけたり、思い出を作れるのがうれしい
やや良い	12%	- 暑さ対策としてはいいと思うけど、授業が遅れないかはちょっと心配 - 休みが長いのはいいけど、宿題が増えるならあまり意味ない - 休めるのはうれしいけど、あとで6時間授業が増えるなら少しきついかと思う - 家で休めるのはいいけど、友達に会えないのは少しさみしい
どちらともいえない	8%	- 暑いから延ばすのは分かるけど、勉強がどうなるかよく分からない - いいところもあるけど、生活リズムがくずれそうで迷う - 休みが長いと学校に行きづらくなりそうな気もする - 部活とか塾もあるから、人によって良い悪いが分かれると思う
やや良くない	2%	- 延ばすのは分かるけど、授業がつめこみになるのはイヤ 6時間授業が増えるくらいなら今のままでいいと思う - 宿題や課題が増えるなら、延ばす意味があまりない - 休みが長いとダラダラしてしまいそうで不安
良くない	3%	- 授業が減って勉強が遅れるのが一番困る - 受験があるので夏休みが延びるのは正直反対 - 少し延ばしたくらいじゃ暑さは変わらないと思う - 友達と会えなくなるし、学校の時間が減るのはさみしい

【参考】一般意見公募結果の種別内訳

意見主旨	件数	割合
猛暑・安全等の観点からの意見	2,307	18.7%
暑さ対策(環境整備・登下校時の対策等)に関する提案	1,820	14.7%
子どもの居場所(学童・放課後キッズクラブ等)に関する意見	1,187	9.6%
授業日数の確保や学びの保障に関する意見	1,145	9.3%
共働き・ひとり親等家庭への負担に関する意見	1,050	8.5%
夏季休業日の延長の効果・実効性に関する意見	1,003	8.1%
夏季休業の延長に伴う給食の提供に関する意見	667	5.4%
児童生徒の生活リズムおよび登校への影響に関する意見	675	5.5%
児童生徒の学校生活や交流機会に関する意見	164	1.3%
「賛成」「反対」のみを表明する意見	1,403	11.4%
その他、夏季休業日の延長以外の意見	921	7.5%
合 計	12,342	100%

※1通の提出意見に複数の内容が含まれる場合があるため、提出意見件数は提出通数と一致していません。

【参考】一般意見公募の意見の概要と意見に対する対応方針又は考え方

分類	意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
猛暑・安全等の観点からの意見	- 近年の猛暑は子どもの健康や命に関わるため、安全確保の観点から夏季休業を延長すべき - 登下校時の熱中症リスクが高く、特に通学距離の長い児童への負担軽減につながる 8月末は依然として危険な暑さであり、少しでもリスクの高い期間を避けるべき - 他自治体でも8月末まで夏休みとしている例が多く、見直しは妥当である - 子どもの安全や健康を最優先に考えるべき	近年の猛暑により、登下校時や学校生活における熱中症リスクが高まっていることから、児童生徒の安全確保が重要な課題となっています。 本改正はこうした状況を踏まえ、安全面を重視して検討しているものであり、今後も気温の状況や学校現場の実態を踏まえながら、必要な対応を行ってまいります。
暑さ対策(環境整備・登下校時の対策等)に関する提案	- 体育館や特別教室などへの空調整備を進めてほしい - 日傘や保冷グッズの活用など登下校時の暑さ対策を充実してほしい - オンライン授業や時差登校など柔軟な対応を検討してほしい - 夏休み延長よりも施設整備や通学環境の改善を優先すべき - 学校には既に冷房設備もあるため、休業延長以外の対策を強化すべき	児童生徒、給食調理員の安全性を考慮し、体育館については令和11年度、給食室については令和10年度までに全校へエアコンの設置を進めてまいります。 既にエアコンが設置されている教室については、令和6年度からエアコンの内部洗浄等を計画的に行っております。その他、断熱材の敷設や遮熱カーテンの設置といった断熱改修を実施することで、冷房効率を高めてまいります。 登下校における児童生徒の安全確保については、「横浜市立学校熱中症対策ガイドライン」に基づき、児童生徒に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給など、各学校の実情に応じた対策・指導を行っています。 その他ご提案いただいた内容についても、児童生徒の安全確保や教育環境の向上につながるものとして、今後の施策検討に活用してまいります。

【参考】一般意見公募の意見の概要と意見に対する対応方針又は考え方

分類	意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
子どもの居場所(学童・放課後キッズクラブ等)に関する意見	・ 夏休み延長に合わせて学童・キッズクラブの受入体制を確保してほしい ・ 子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりを進めてほしい ・ 共働き家庭では結局キッズクラブ等を利用するため、安全確保につながらない ・ 学童・キッズクラブの人員やスペース不足が心配 ・ 長時間利用による子どもの負担増が懸念される ・ 高学年児童の居場所確保が課題	夏季休業の延長にあたり、子どもたちの長時間利用による負担や、受入れ体制へのご不安がある旨のご意見をいただきました。 夏季休業日における子どもたちの居場所として想定される放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ等を所管することも青少年局とも連携し、運営事業者の皆様の状況にも十分配慮しながら、夏季休業日の延長分についても従来の長期休業期間と同様の受入体制が確保できるよう、予算や人員配置、昼食対応など必要な調整を進めてまいります。 あわせて、子どもたちが安心して過ごすことができる環境づくりの観点から、特に学校内に所在する放課後キッズクラブについては、学校と運営事業者との円滑な連携促進を図ってまいります。 利用区分や利用時間の柔軟化については、受入体制の確保とのバランスが重要であることから、直ちに全てのご要望に対応することは難しい面もありますが、現場の運用上の課題を丁寧に整理し、今後の施策の検討に生かしてまいります。

【参考】一般意見公募の意見の概要と意見に対する対応方針又は考え方

分類	意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
授業日数の確保や学びの保障に関する意見	- 授業時数や学習内容が確保されるのであれば賛成 - 教員の授業準備や研修時間の確保につながる - 勉強の遅れや授業不足が生じないのであれば理解できる - 学習機会や授業日数が減らないか不安 - 授業の詰め込みや児童生徒の負担増につながるのではない - 学力低下や学習格差の拡大が心配	夏季休業日の延長については、導入に向けて令和6年度から学校と検討を進めてきており、児童生徒や教職員への影響にも十分配慮した上で、必要な授業時数を確保できる見通しとなっています。 学校によっては、平日の授業時数を調整するなどの対応を行うケースも考えられますが、学習指導要領で示されている児童生徒の負担が過重とならない授業時数の範囲内で、各学校において児童生徒の負担に配慮しながら適切に教育課程を編成してまいります。 なお、本市の年間休業日数は他の政令指定都市の平均と比べて少ない状況にあり、夏季休業日を延長した場合でも、休業日数が特に多い水準となるものではありません。
共働き・ひとり親等家庭への負担に関する意見	- 子どもの安全を優先するため、一定の家庭負担増はやむを得ない - 共働き家庭への支援策も併せて進めてほしい - 保護者の就労との両立が難しくなり家庭負担が増える - 子どもの留守番時間が増え、安全面が心配 - 預け先を確保できない家庭もある - 昼食や弁当の準備負担が増える	夏季休業の延長により、保護者の就労との両立が難しくなることや、昼食の準備、子どもの日中の見守りなど、家庭での負担が増えるのではないかといったご意見をいただいています。 特に共働き家庭やひとり親家庭においては、預け先の確保や日中の過ごし方の調整が必要となるなど、影響が生じることも想定されます。 今回の見直しは、児童生徒の安全確保を優先して行うものですが、こうした家庭への影響については重要な視点であると考えています。 このため、放課後児童クラブや放課後キッズクラブ等の活用状況も踏まえながら、関係部署と連携し、実態に応じた対応について検討してまいります。 引き続き、子育て支援の観点も踏まえながら、保護者の負担軽減にも配慮した運用に努めてまいります。

【参考】一般意見公募の意見の概要と意見に対する対応方針又は考え方

分類	意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
夏季休業日の延長の効果・実効性に関する意見	・ 少しでも熱中症リスクの高い時期を避けることに意義がある ・ 数日延長しても9月の暑さは変わらず、効果は限定的ではないか ・ 猛暑対策としては不十分で、根本的な解決にならない ・ 延長によるメリットや効果の根拠をより具体的に示してほしい ・ 教育活動の充実や教職員の準備期間確保などの効果が十分に見えない ・ 安全確保につながるという説明に納得できない	夏季休業日の延長に関する主な効果について、本市の考え方は次のとおりです。 1 登下校や授業における児童生徒の安全確保について 近年は猛暑日や熱中症アラートの発令日が増加しており、例えば令和7年8月には猛暑日が11日、熱中症アラート発令日が20日となっています。特に、今回延長対象となる8月26日～31日の過去5年間のデータでは、40%の確率で熱中症警戒アラートが発令されており、リスクが高い期間であると考えています。本市としては、こうした時期における児童生徒の安全確保のため、年間授業日数の確保や他都市の状況も踏まえながら、熱中症リスクの高い8月末まで夏季休業日を延長することとしました。 2 夏季休業日後の教育活動の充実に向けた環境整備について 長期休業明けは、不安や悩みを抱える児童生徒への丁寧な対応が特に重要となる時期です。本市では、児童生徒や家庭の状況に応じて、教育相談をはじめ、必要に応じた面談や家庭訪問、保護者及び関係機関との連携などにより支援を行っています。夏季休業日を延長することで、こうした取組を計画的に進めるための環境を整えることができます。また、前期の学習状況の評価・分析や教材研究、9月以降の授業計画の作成等に丁寧に取り組むことで、児童生徒一人ひとりの実態に応じた、より質の高い学びにつなげていけるものと考えています。 3 各校の主体的で柔軟な教育課程の推進について 本市では学校閉庁期間後の8月下旬に教育課程研究協議会をはじめとした教職員向けの研修を実施しており、授業改善や児童生徒理解に関する知見の共有を図っています。夏季休業日を延長することで、研修や研究を通じて得られた知見を校内で共有し、教育課程や授業づくりに生かすための準備期間をより充実させることができます。これにより、各学校が児童生徒の状況や学校の実情に応じた教育活動を計画的に進めることが可能となり、教職員の資質・能力の向上と教育活動全体の充実につながるものと考えています。

【参考】一般意見公募の意見の概要と意見に対する対応方針又は考え方

分類	意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
夏季休業の延長に伴う給食の提供に関する意見	・ 始業後はできるだけ早く給食を開始してほしい ・ 子どもの栄養面や保護者負担軽減のため給食提供を充実してほしい ・ 給食開始日と始業日を合わせてほしい ・ 給食がない期間が長くなると家庭負担が大きい ・ 弁当準備や昼食確保が難しい家庭もある	小学校、義務教育学校及び特別支援学校の令和9年度以降の給食提供日について、夏季休業の延長や年度によって変わる暦を考慮して、実施日の調整を進めています。 これまで、夏季休業日が8月26日までであったため、給食の開始については、8月末の数日間で児童のアレルギー情報の把握を行い、9月1日から基準献立(※1)を開始していました。令和9年度からは夏季休業が8月31日まで延長されますが、児童のアレルギー情報の把握を迅速に行い、可能な限り早く給食を実施できるよう検討してまいります。 なお、中学校給食については、現状でも夏季休業明け初日からの給食実施が可能となっており、令和9年度以降も同様となります。 引き続き、児童生徒のアレルギー対応等の安全確保、児童生徒の夏季休業明けの学校生活への円滑な移行、学校運営の実情等を踏まえて、実態に即した給食提供となるよう努めてまいります。 ※1 基準献立 全市統一の献立(特別支援学校は、参考とする統一献立が別途あります。)
児童生徒の生活リズムおよび登校への影響に関する意見	・ 子どもがゆとりを持って休養できる ・ 心身のリフレッシュにつながる ・ 生活リズムが乱れやすくなる ・ 長期休業後に登校しづらくなる児童が増えるのではないかと ・ 学校があることで保たれている規則正しい生活習慣を維持した方がよい	夏季休業が長くなることで、生活リズムの乱れや登校への影響、運動不足などを懸念するご意見をいただいています。 特に長期休業明けは、起床時刻の遅れや生活習慣の変化などにより、学校生活への適応に時間を要する場合があることも想定されます。 各学校においては、こうした状況を踏まえ、休業明けにおける生活習慣の定着や児童生徒の状況に応じたきめ細かな対応を行っており、学級活動や日常の指導を通じて、無理なく学校生活へ移行できるよう指導・支援しています。今回の見直しにあたっては、児童生徒が安心して学校生活に戻れる環境を整えることを前提に、生活面への影響にも配慮しながら対応してまいります。

【参考】一般意見公募の意見の概要と意見に対する対応方針又は考え方

分類	意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
児童生徒の学校生活や交流機会に関する意見	- 家族や地域の人との関わりを深める時間を確保できる - 夏休みが長くなることで、友人と会う機会や学校生活の時間が減ってしまう - 学校行事や学級活動など、学校でしかできない経験の機会を大切にすべき	児童生徒にとって学校が、学習の場であるとともに、友だちと関わる機会や社会性を育む重要な場であるというご意見をいただいています。一方で、今回の見直しは、特に暑さの厳しい時期における安全確保を優先したものです。各学校においては、年間を通じた教育活動の中で、児童生徒同士の関わりや交流の機会が確保できるよう行事や日常の学級活動等を通じて対応してまいります。 引き続き、児童生徒の安全確保を前提としつつ、学校生活の充実や人との関わりの機会が十分に保たれるよう取り組んでまいります。
その他、夏季休業日の延長以外の意見	- 賛成だが、学校行事や防災訓練等についても、猛暑を踏まえ実施時期を見直してほしい - 教員の負担や働き方についても気になる - この制度以外にも見直すべき点があるのではないか	それぞれの施策の検討において参考とさせていただき、教育環境の改善につなげてまいります。